

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23652189

研究課題名(和文) 現代日本社会におけるグローバル化する性産業についての文化人類学的研究

研究課題名(英文) The anthropological study of sex industry in contemporary Japan in the context of globalization

研究代表者

田中 雅一 (TANAKA, Masakazu)

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号：00188335

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、現代日本社会における売買春(セックスワーク)を核とする性産業をグローバル化との関係で考察することを目的とし、性産業に従事する女性に聞き取りをして、顧客との関係には複雑な感情労働が存在することを明らかにした。世界各地の地位向上運動に携わる関係者やイベントに参加して、その実態や国別の相違などを明らかにした。国際ワークショップ「グローバル化するセックスワーク」やSexuality, Trauma and Social Suffering in East Asiaの開催を通じて研究者のネットワークを確立した。また緊縛などの世界普及について調査をし発表した。

研究成果の概要(英文)：This project aims to analyze sex workers and sex industry in contemporary Japan in the context of globalization. I have interviewed Japanese and non-Japanese women in Japan, Korea and Holland. In addition I have interviewed activists in various countries and attended major events for sex workers right movements in London and Kolkata (India) to understand situations in various countries such as India, Malaysia, Thailand, Korea, Turkey, Israel, Serbia, Poland, Holland and Australia. I organized two workshops on sex workers right movements in Korea, Taiwan, Australia and Japan, and on sex workers in East Asia to establish academic networks. Finally I did some preliminary research on the way Japanese BDSM or kinbaku has spread in Europe and North America for the past 15 years.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学・文化人類学・民俗学

キーワード：セックスワーク 売買春 ジェンダー セクシュアリティ 移民 社会運動 労働 仕事

1. 研究開始当初の背景

主として移民研究や女性史・社会学による日本の性産業・売春の研究はなされてきたが、文化人類学的手法による研究は皆無であった。また、援助交際論が盛んだった 21 世紀初頭においては自己承認などの経済以外の要因が注目されたが、格差が進む今日の日本社会においては女性の貧困が売春の主たる理由として再度注目されてきた。

2. 研究の目的

従来の研究では、無視されてきた女性と顧客との関係、外国人女性の置かれている状況、世界規模で認められるセックスワーカーの権利運動の考察を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 関連文献・資料の組織的な収集と分析

(2) 関西と沖縄、東京、比較のためのアムステルダム、韓国、パキスタンでの実態調査

(3) 研究会開催等を通じた研究者間のネットワークの確立

(4) セックスワーカーの地位向上運動のグローバル化についてインド、トルコ、イスラエル、ポーランド、セルビア、英国、タイ、マレーシアでの性産業、社会運動で調査

(5) 世界各地への日本特有の性的実践の普及についての調査

方法論的には参与観察とライフ・ストーリーの手法を使って性産業に従事する人々について調査した。

4. 研究成果

(1) 文献の収集とレビューを行った。セックスワークとセックスワーカーという言葉は 1978 年から使われ始めた。それは、金銭と引き換えにセックスなどの性的サービスをする人たちを労働者 (worker) として認知すべきであって、性的異常者・逸脱者や家庭に性感染症もたらす「犯罪者」や、家父長制・資本主義の無力な「犠牲者・被搾取者」とみなすべきでないという考えに基づく。そこには、労働者としてのエイジェンシーをワーカーに認め、彼女たちを取り巻く労働環境を改善し偏見を軽減し、合法化しようとする意図が認められる。しかし、売春を労働・仕事とみなす立場に対しては根強い批判がある。

それらは大きく 3 つに分かれるが、どれも売春を特殊な仕事である (他の仕事と同じではない、したがって仕事とはいえない) とみなす点で共通する。批判 1) 売春 = 犠牲論。まず、ワーカーは家父長社会において搾取される性的な犠牲者であるという考えである。自立した労働者とみなすと、人身売買や女性への暴力など犯罪的要素が隠ぺいされるこ

とになる。批判 2) 売春 = 仕事以前論。売春には特殊な技能や知識を必要としないから、売春に携わる男女を労働者とみなすのはおかしいという批判である。批判 3) 公私の区別不可論。売春が売商品 (サービス) はセックスであるが、セックスこそ私的行為 (親密さ) の最たるものはずである。セックスを人格から切り離すことはできない。したがって、これを公的なもの、すなわち仕事とすることによって生じる矛盾は心や体を蝕むことになる。このためワーカーたちは私生活でセックスを楽しむことができなくなるといのがその最たる証拠である。批判 1 とは違う意味で、批判 3 もワーカー = 犠牲者とみなしていると考えていいだろう。

批判 1 については、人身売買に関係していたり、非合法ドラッグの常習によって自分で判断することが困難な状況に当事者が置かれていたりする場合に当てはまる。しかし、だからといってすべての売春婦や男娼が強制されているとはいえない。なにをもって自発的とみなすのか、あるいは強制的と判断するのは難しいが、ここでは当事者たちの考えを尊重したい。たとえば、仕事の開始と終了を自由意思で決められる状況にあること、また店と自分の取り分の割合について (正当性はともかく) 手にする報酬に納得していることを指摘する。

批判 2 については、若くて仕事に慣れていないワーカー、つまり素人が客に好まれる傾向があることも否定できない。しかし、ワーカーたちは、そのような客の思いに応じるために「職人的」努力をしているという点を見逃すべきではない。仕事として続けようとするれば、このような客の理不尽な要望を満たすための技術が必要となり、だれにでもできるというわけではないのである。

批判 3 とも関係するが、こうした若さや素人らしさに価値が出るのは、肉体的な魅力だけではない。ワーカーの素 (す) に価値が求められるのである。その 1 つが「素直な感情表現」であり、もう 1 つが「素直に感じる性的な身体」である。前者が感情労働、後者が官能労働に関わる。素人は「本当の自分」との乖離が (でき) ない演技が下手で裏表がない存在と思われているから。これらの労働に失敗しかえって好まれるのだ。重要なのは、セックスワークは誰にもできると言える側面を持つが、仕事として行おうとすれば客の欲望に応じるための技能、また自らの身体、精神的健康を守るための知識や対処法なども必要となってくることである。

批判 3 にはセックスが「愛の営み」だから金銭と引き換えにしてはいけない、引き換える仕事に就くといつか心身がだめになってしまうという道義的な判断 (ロマンティック・ラブ・イデオロギー) が含まれている。逆に、もしワーカーたちがこのイデオロギーから自由なら、こうした批判が想定する心身のバランス問題がある程度克服できるかも

しれない。実際のところ、ワーカーはどのように公私の区別を維持しようとしているのだろうか。これに関連して、ワーカーは私的なセックスを楽しめないという指摘もあるが、本当にそうなのかどうかも問われなければならない。

(2)性産業に従事する女性に聞き取りをして、顧客との関係には複雑な感情労働が存在することが明らかになった。これは(1)の問題意識の応えるものである。以下、労働過程、公私の境界維持、専門的知識と技能、結婚の4点に関して本研究から明らかになったことを詳述する。

1)労働過程について：時間単位で働くセックスワーカーにとって、セックスワークは肉体労働だけではない。聞き取り調査から彼女たちが、肉体労働に加えいかに感情労働に力を入れているかがよく理解できた。性的に興奮しているという演技が成功すると、顧客も喜ぶ。感情は、顔だけでなくしぐさにも出るし、不愉快な気持ちを意図的に性的サービスに反映させることもできる。複数のセックスワーカーが、いわゆる「水商売」には向かないと述べている。水商売とは、お酒を飲みながら顧客と話をしつつ、疑似恋愛感情を喚起する仕事である。さらに、セックスワークの方が一般の仕事より気楽であると考えているセックスワーカーが4人いた。その理由は、必ずしも感情労働が楽だからというだけではない。非店舗型という彼女たちの仕事が、一般のサービス業と異なりほぼ自営に近い形をとっていて、組織的な訓練や監視がない。さらに、仕事時間について自由が利き、稼ぎもよくかつ明瞭（日割の現金払い）である。ただし、いうまでもなく、これはセックスワーカー一般に当てはまるものではなく、拘束時間が長い場合もあるし、非個室系の店舗型の場合においては労働管理が厳しく、ストレスも大きいと想定できる。セックスワークの感情労働は顧客の階層や労働形態の相違と密接に関係している。ただ、セックスワーカーは、感情労働においてたんに、顧客にすかれるために好意を示せばいいわけではない。ほんとに好きでもないのに、過剰に好意を示すとセックスワーカーの心身に異常が生じる。ストレスが増すのである。また、リピータを増やしたりするためではなく、自分の仕事を機械的な作業にしないために、つまり疎外感を軽減するためにも積極的な感情労働がなされているという点にも注目したい。先行研究に認められるような、ワーカーは客のことを気にかけて自分の快楽に酔いしれることはできないといった禁欲主義的な語りを得ることはできなかった。一般に、女性が感じているふりをすることで男性は興奮する。ふりをするのは恥ずかしくないし仕事の一部である。しかし、本当にオーガズムを感じたり、それが知られたりすること自体を恥ずかしいと考える女性もいた。感情で

あれ官能であれ、演技にも限界があり客にはわざと不愉快にするようなことを口走ったり、まったく動こうとしなかったりする。しかし、一步踏み込むとそれが相手の心を垣間見る機会にもなる。先行研究に欠如して、文化人類学的研究が貢献できるのはセックスワーカーたちによる感情や官能をめぐる様々なかけひきについての分析であろう。かけひきの存在はとりもおさず彼女たちのエイジェンシーの証明でもある。たとえ感じたとしても、それは相手に屈することを意味するのではなく、自身の積極的な行為で得たものだ、なにも恥ずかしいことではないというセックスワーカーの言葉もある。ここにも官能をめぐるエイジェンシーの発露を認めることが可能であろう。こうしたエイジェンシーの存在は必ずしも労働条件の相違から生まれるものではない。その点を踏まえたとえ、微細な労働の過程におけるエイジェンシーの確認こそ、セックスワーカーを奴隷や無力な存在と一方的にみなそうとするセックスワーカー観の再考を促す重要な契機となることを強調しておきたい。

2)公私の区別について：セックスワークにおける公私の区別を維持することの難しさが、セックスワークを仕事とみなさない人々から指摘されていた。金銭的な見返りが期待できないセックスを受け付けない。したがって日常的にも性的快楽を望まなかったり、恋人とのセックスではお金がもらえないから恋人を作りたくないという女性もいる。彼女は、すでに公私の境界維持に失敗していると考えていいのだろうか。たしかに、その点を否定することはできない。「心を守らなければならない」というひとりのセックスワーカーの声にも耳を傾けるべきであろう。10年以上にわたって多くのセックスワーカーを見てきた女性によると、彼女たちのほとんどが壊れているという。ここではそうした内部からの否定的な意見や実態を認めたとえ、公私の境界を維持することが困難な仕事はなにもセックスワークに限らないことも指摘しておきたい。例えば感情労働の典型としてしばしば取り上げられる看護師や介護師においても、感情についての公私の区別を維持することが困難で、大きなストレスを生む。しかし、それをもって看護や介護が仕事ではないと断言することはできまい。セックスワークにおいてのみ公私の区別が維持できないから仕事として不適切であるといった批判が出るのは、看護師や介護師には専門的な技術や知識があるが、セックスワーカーにはないからと考えるべきである。だとすれば、公私の区別を維持できないという批判を突き詰めると、ワーカーには専門的な知識は不要だという批判に結びつくことになる。

3)専門的知識・技能の有無について：『管理された心』の著者ホックシールドは、感情労働が当然視されればされるほど「純粋な感情表現」が求められると指摘していた。男性

客がセックスワーカーに求めるのは、こうした純粋な官能表現すなわち「ホントの顔」である。こう考えると、セックスワークとは素人っぽい(とされる)表現に触れられるところに最大の価値が求められる仕事と理解できる。客が求める「癒し」とは、性的欲望の充足ではなく、社会関係が演技(ふり)で固められている状況で、「純粋な」感情・官能表現に接すること 文字通り裸のつきあい がセックスワークでは可能だということの意味している。女ならだれでもできる、必要なのは思い切りの良さだけだ、若くてきれいなら申し分ないといったセックスワーカーへの無理解が、労働者としての彼女たちの地位を低めているのは明らかであるし、そんなものは仕事ではないということになる。しかし、客が「純粋な」感情・官能表現を求める限り、素人っぽくふるまうことや、すなおに好意を示したり、仕事であることを忘れて感じるふりをしたりする特殊な技能がますます求められるという事実気づくべきである。その意味でセックスワークとは、肉体だけでなく、客が求めえる感情についての専門的労働者 癒しの専門家ととらえるべきであろう。そのような専門家としての努力は、本研究で収集した事例から十分に理解できる。それゆえ、しばしば公私の区別を維持することが難しい職業であるかもしれないとしても、それは看護や介護と同じくらい技能を要する仕事なのである。

4)結婚について：セックスワークという概念は「セックスワークに労働者としての権利をという運動によって生まれた。売春とは労働であり、労働者としてのさまざまな権利を保障せよ、労働環境を改善せよ、脱犯罪化せよ、合法化せよという主張は、つまるところセックスワークという仕事やそれに携わる人間を特種視して差別するなということにほかならない。それは、他の仕事と同じく女性の自立を保障する道なのである。合法的であれば、客の男性に暴力を振るわれてもヤクザに頼ることなく、警察に訴えることができる。したがって、セックスワーカーにまともな結婚も恋愛もできない、だからシングルに違いない、という主張とは別の意味で、セックスワーカーはシングルであることをみずから求めていると考えることができる。セックスワーカーは、結婚もつきあいもできないからシングルに留まるのではない。そうではなく一個の自立した女性であり続けるためにシングルとしての道を目指すことができるはずであり、またそのようにしてきたのであると推察できる。結婚(生殖)とセックスワーク(性欲)とは家父長制度を支える両輪であると指摘したが、そうであるかぎりセックスワーカーは結婚に縁がない。売春という制度は結婚と縁があるゆえに、売春婦は結婚と縁がない。たとえ子供がいてもシングルマザーだとみなされる傾向があるのである。セックスワークを労働として認めよという運

動は、一方でセックスワーカーたちに結婚を含むふつうの生活の実現を目指す運動である。しかし、家父長制殿もとでは結婚とセックスワークとがセットになって維持されていたということを見ると、セックスワークを労働とみなそうという運動が、最終的に求めているのはこれまでの売春制度の解体であり、それと密接に関係する結婚制度であると考えべきであろう。この運動は、結婚とシングル(自立する女性、ここにセックスワーカーは含まれていない)とを対立させるような思考そのものの解体を目指しているのである。つまり、セックスワークを労働として位置づけ、労働者としてふさわしい権利と尊厳を女性たちに認めよという主張が提示しているセックスワーカー像とは、結婚したくてもできない女性、父親がだれか分からない幼児を育てるシングルマザー、金と体のことしか頭にない男との縁が切れない無力な女性ではなく、だれにも経済的に依存する必要のない独立した女性であり、そうした自立への志向を認める男とつきあう女性である。そして、そうした動きは、社会運動という形を取らずとも、すでにセックスワーカーひとりひとりの生活スタイルを通じて実践されているということが、複数のセックスワーカーの聞き取り調査から明らかになった。ある女性は、顧客と恋人関係になっているが、男性は女性にいまの仕事をやめるようにとは言わない。もちろんこの男性は女性の稼ぎに依存するひものような存在ではない。ごく普通の恋人同士なのである。また、セックスワーカーだと知らないでつきあい始め、あとで知らされてもそのまま関係を維持する場合もある。私には、こうした男性にこれからの社会体制のあらたな可能性を見いだしたいが、実際のところどう彼ら、セックスワーカーの恋人たちは考えているのかについては、今後の課題である。セックスワーカーは、「幸福な」家族生活や結婚あるいは恋愛を否定されているわけではない。むしろ否定されてきたゆえに、彼女たちの恋愛や結婚、家族には新しい意味合いが認められると考えることができる。それは、なによりも売春の陰画としての恋愛や結婚の解体の可能性を宿した実践だからである。

(3)世界各地の地位向上運動に携わる関係者やイベントに参加して、その実態や国別の相違などについての資料収集を行った。具体的には、2011年12月にロンドンで開催された「セックスワーカーのためのオープン・ユニバーシティ」に参加し、各国のセックスワークの労働改善に携わる人々と交流し、今後の調査に必要な情報を収集した。2012年7月にインド・コルカタで開催された「セックスワーカーの自由のためのフェスティバル」に参加し、主としてインドのセックスワークの権利向上運動に関わる人々と交流した。また現地の関連団体の活動拠点を訪問した。ほかに、

2011 年度韓国、ドイツ、オランダ、2012 年度マレーシア、タイ、インド・ムンバイ、デリー、2013 年度ポーランド、セルビア、トルコ、イスラエルなどを訪問した際に、関連団体を訪問した。韓国では、セックスワーカー自身による団体ジャイアント・ガールのスタッフや米兵相手のフィリピン人女性に聞き取り調査をしたり、彼女たちをかくまうシェルターを訪問して実態について話を聞いたりした。オランダでは、ジャマイカやルーマニアのセックスワーカー、歓楽街である「飾り窓」地区の観光化に携わる関係者二人から話を聞いた。またマレーシアでは、セックスワーカーの団体職員とともに実際の労働現場を訪問することができた。

(4)国際ワークショップ「グローバル化するセックスワーク オーストラリア×韓国×台湾×日本」(2012 年 5 月)や Sexuality, Trauma and Social Suffering in East Asia(2013年5月)の開催を通じて研究者のネットワークを確立した。前者は活動家をも招聘し、多彩な意見交換の場となった。また後者は研究者を中心に東アジア社会の売春問題について意見を交換した。日本については、以下のような報告があった。セックスワーカーが直面する問題として、警察による弾圧や、支援の欠如、その背後にあるセックスワーカーへの社会の無理解・偏見・差別が指摘された。とくに注目したいのは、1999 年に風営法改正である。これによって店舗型風俗店が激減し、代わりに派遣型風俗店が激増した。またセックスワーカーは風営法違反幫助罪を適用されることで、労働環境がきわめて困難になっている。すなわち労働現場が店舗だったのが、ホテルや客の自宅になり危険が増した。また幫助罪適用などによってセックスワーカーは犯罪者とみなされる傾向が強くなり、店や客から脅されるなど、法的立場の弱みを握られやすくなったり、被害者というより加害者とみなされてしまったりするため、顧客に暴力を振るわれても、訴え出にくくなるという事態が生まれるというものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

田中雅一、「やっとホントの顔を見せてくれたね!」 日本人セックスワーカーに見る肉体・感情・官能をめぐる労働について、オンラインジャーナル コンタクト・ゾーン、査読有、2014、頁数未定(掲載確定)

〔学会発表〕(計 3 件)

田中雅一、セックスワーカーが叱りつけるとき 感情労働の視点から、第 46 回日本文化人類学会研究大会、2013 年 6 月 23 日、広島大学・東広島キャンパス

田中雅一、SEX×感情労働×官能労働、京都人類学研究会 5 月例会、2013 年 5 月 24 日、京都大学人文科学研究所

田中雅一、セックスワーカーにとっての客と恋人 日本人女性セックスワーカーへのインタビュー事例から、第 47 回日本文化人類学会研究大会、2013 年 6 月 8 日、慶応大学三田キャンパス

〔図書〕(計 1 件)

田中雅一、シングルを否定し、肯定する 日本のセックスワークにおける顧客と恋人との関係をめぐって、椎野若菜編、シングルの人類学 2 巻 シングルのつなぐ縁、人文書院、2014、pp.79 - 99

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~shakti/>

6. 研究組織
(1)研究代表者

田中雅一 (TANAKA, Masakazu)
京都大学人文科学研究所・教授
研究者番号：00188335

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：